

平成 29 年 12 月 20 日

事業主の皆様へ

～石綿ばく露作業に従事されていた労働者等に対する
労災補償制度・特別遺族給付金制度と健康管理手帳制度の周知のお願い～

労働基準行政の推進につきまして、平素から御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、石綿による疾病は、石綿にさらされる業務（以下「石綿業務」といいます。）の開始から 30 年～40 年という長期間を経過した後に発症することが知られており、石綿関連疾患を発症された方には、過去の石綿業務が原因となって発症したものかどうか気付かない方や、健康に不安をお持ちになっても、対処の方法がわからない方がいらっしゃるものが懸念されます。

このため、厚生労働省では、石綿を取り扱っていた事業場の事業主の皆様に対して、現在も勤務されている労働者の方はもとより、既に離職された労働者の方やその御遺族の方に、労災補償制度及び特別遺族給付金制度、石綿健康管理手帳制度の周知と請求等の勧奨を行っていただくことを要請しています。

貴事業場におかれましても、**既に離職されている方を含め、貴事業場で石綿業務に従事していた労働者の方やその御遺族の方に対し、**

① 労災補償制度と特別遺族給付金制度の周知と請求の勧奨

② 石綿健康管理手帳制度の周知と申請の勧奨

を行っていただきたくお願い申し上げます。（制度の概要や申請手続き等については、別添 1 を御参照ください。）

これらの制度をお知らせいただく際には、同封した**労働者の方やその御遺族の方へのお知らせの文書（別添 2）**を参考にしてください。

なお、今後の効果的な制度周知の方法などの参考とさせていただくため、貴事業場における周知等の取組状況（今後実施予定のものも含まれます。）を把握したいと考えております。重ねてのお願いで誠に恐れ入りますが、**別添3の調査票に御記入いただき、同封の返信用封筒により、平成30年2月28日（水）**までに返送いただきますよう、お願い申し上げます。

今回のご案内につきまして、ご不明な点等ございましたら、最寄りの労働基準監督署や都道府県労働局にお問い合わせください。

【参考】周知の取組例（これまで把握した実例）

- 離職が決定した労働者や退職した労働者について、国が作成したパンフレットを配布するとともに、石綿作業従事歴等の確認を行っている。
- 退職した労働者の自宅に訪問し、労災補償制度、特別遺族給付金制度、石綿健康管理手帳制度の説明・書類作成等の手続支援を行っている。
- 自社のホームページに労災補償制度、特別遺族給付金制度、石綿健康管理手帳制度の情報を掲載し、周知している。
- 定年退職説明会やOB会で労災補償制度、特別遺族給付金制度、石綿健康管理手帳制度について説明を行い、関連資料を配布している。
- 石綿健康管理手帳を所持する方の健康診断受診状況の確認や受診案内等を行っている。
- 自社に相談窓口を設置し、退職された労働者やその家族も含め、労災補償制度、特別遺族給付金制度、石綿健康管理手帳制度の請求等に関する各種相談に対応している。

厚生労働省労働基準局

補 償 課
安全衛生部労働衛生課

労災保険給付と特別遺族給付金について

◇労災保険給付

石綿業務が原因で中皮腫や肺がん等の疾病を発症した労働者の方は、療養補償給付や休業補償給付等の必要な保険給付を受けることができます。

また、石綿による疾病が原因で亡くなった労働者の御遺族に対しては遺族補償給付等が支給されますが、遺族補償給付を受ける権利は、労働者が亡くなった日の翌日から5年で消滅します。

◇特別遺族給付金

石綿による疾病により亡くなった労働者の御遺族で、労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効(5年)により消滅した方に対し支給されます。

特別遺族給付金は御遺族の状況に応じて、年金又は一時金が支給されますが、年金の支給は請求日の属する月の翌月分からとなりますので速やかに請求されることをお勧めいたします。

◇周知・請求勧奨の必要性

① 石綿による疾病は、石綿業務の開始から30年～40年という長期間を経過した後
に発症することが多いため、労働者が石綿業務に従事した可能性がある場合は、
注意喚起を行う必要があります。

② 石綿は多くの業種・作業で使用されていたこと、間接ばく露でも発症するおそれがあること等から、石綿関連疾病の原因が過去の石綿業務にあることに気付かない
場合があり、労災保険給付等の請求をしていないことがあるためです。

◇請求手続き

労働者の方が最後に石綿業務に従事した事業場を管轄する労働基準監督署に対し
所定の請求書を提出していただくことになります。

※ 請求手続きや制度に関する御相談は、最寄りの労働基準監督署や都道府県労働局において受け付けていますので、お気軽に御相談ください。

石綿健康管理手帳について

石綿業務に従事していた方(※)は、将来、肺がんや中皮腫などの健康被害が生じる
おそれがあります。これらの疾病は、石綿にさらされてから発症までの期間が非常に長
く、離職後に発症することが多いため、疾病の早期発見を目的として、離職後の方を対象
とした健康管理手帳制度を設けています。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で決まった時期に、健康診断を
6ヶ月に1回、無料で受けることができます。

※石綿業務に従事していた方は、石綿の製造や取扱いの業務(直接業務)だけでなく、同
じ作業場内で石綿を直接取り扱わない業務(周辺業務)に従事し、一定の石綿ばく露の
所見がある離職者の方も対象となります。

◇申請手続き

労働者が離職する際は事業場を管轄する都道府県労働局に、離職の後は、労働者の
住居がある都道府県労働局に対して所定の申請書を提出していただくことになります。申
請手続きや制度に関する御相談は、最寄りの都道府県労働局において受け付けていま
すので、お気軽に御相談ください。

石綿業務に従事されていた労働者の皆様またはその御遺族の皆様へ**石綿に関する労災補償制度・特別遺族給付金制度と健康管理手帳について**

厚生労働省では、石綿にさらされる業務（以下「石綿業務」といいます。）に従事していた労働者の方（離職された方を含みます。）の労災補償や健康管理対策などを行っています。

下記1の(1)、(2)に該当する方は、労災補償等の対象になりますので、最寄りの労働基準監督署に御相談ください。

また、下記2に該当する方は、健康管理手帳の交付を受け、6か月に1回、無料で健康診断を受けることができますので、最寄りの都道府県労働局に御相談ください。

記

1 労災補償制度・特別遺族給付金制度（相談・請求先：労働基準監督署）**(1) 労災補償制度**

石綿業務が原因で肺がんや中皮腫等の疾病を発症した労働者の方、又はそれらの病気により亡くなった労働者の御遺族の方が対象となります。

(2) 特別遺族給付金制度

石綿による疾病により亡くなった労働者の御遺族で、時効（5年）により労災保険の遺族補償給付を受給することができない方が対象となります。

2 石綿健康管理手帳制度（相談・申請先：都道府県労働局）

石綿業務に従事した後に転職や退職をし、現在は石綿業務から離れている方が対象です。具体的には、石綿（これをその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他のものを含む。）の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に従事した方の中で、次のいずれかに該当する場合は対象です。

(1) 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。（石綿の製造や取扱いの業務（直接業務）またはそれらに伴い石綿の粉じんが発散する場所での業務（周辺業務）が該当）

(2) 下記の作業に1年以上従事した経験を有していること。（ただし、初めて石綿の粉じんにはばく露した日から10年以上経過している必要があります。）（直接業務のみが該当）

- ・石綿の製造作業
- ・石綿が使用されている保温剤や耐火被覆材などの張付け、補修若しくは除去の作業
- ・石綿の吹き付けの作業又は石綿が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業

(3) (2)の作業以外の石綿を取り扱う業務に10年以上従事した経験を有していること。（直接業務のみが該当）

【注意事項】

- 対象者は石綿業務に継続して従事していた方に限られます。
- 上記(2)、(3)両方の従事歴がある方については合算することができます。(2)の従事期間の月数を10倍し、(3)の従事期間の月数に足し合わせ、合計が120ヶ月以上となる場合には、手帳を受け取ることができます。

退職された労働者等に対する労災補償制度等の
周知の取組についての調査票

事業場名 _____

担当者職氏名 _____

連絡先 _____

問 1 退職された労働者等（※）に対して労災補償制度・石綿に関する健康管理手帳制度等の周知を行いましたか（行う予定がありますか）。

- 1 はい
- 2 いいえ

※ 「退職された労働者等」とは、現在も勤務されている労働者の方々、既に離職されている労働者の方々やその御遺族の方々を指します。以下同じ。

問 2 問 1 において 1 と回答された場合、どのような取組を行いましたか（行う予定がありますか）。該当する番号に○をお付けください（複数回答可）。郵送した件数等取組の実績についてもお分かりになる範囲で御記入ください。

1 退職された労働者等の全員または一部に対して、労災補償制度・石綿に関する健康管理手帳制度等のリーフレット等を郵送等により提供している（予定を含む）。

退職労働者等に郵送等した件数 _____ 件

2 自社のホームページに労災補償制度・石綿に関する健康管理手帳制度等の情報を掲載している（予定を含む）。

3 自社に相談窓口を設置し、退職された労働者等からの労災補償制度・石綿に関する健康管理手帳制度等や、石綿による健康障害等に関する相談に対応している（予定を含む）。

相談対応等を行った件数 _____ 件

4 退職された労働者等のうち、労災補償制度・石綿に関する健康管理手帳制度等の対象となる可能性のある方への申請手続等の支援を実施している（予定を含む）。

申請手続等の支援を行った件数 件

5 その他の取組

【お願い】

情報の提供等に使用した通知文又はリーフレット等がある場合は、お手数をお掛けしますが、一部同封してください。

問3 問1において2と回答された場合、どのような理由で周知を行っていないのか（行く予定がないのか）御記入ください。

問4 退職された労働者等に対する情報の提供等において、どのような情報が役立つものとお考えでしょうか。該当する番号に○をお付けください（複数回答可）。

- 1 労災補償制度・特別遺族給付金制度や請求手続等に関すること。
- 2 健康管理手帳制度及びこれに基づく健康診断に関すること。
- 3 事業場における石綿による疾病の健康相談窓口に関すること。
- 4 事業場における石綿による疾病の発生に関すること。
- 5 事業場における石綿製品の使用・管理状況に関すること。
- 6 その他

問5 退職された労働者等に対する労災補償制度・石綿に関する健康管理手帳制度等の周知、請求勧奨の取組について、国に要望したい事項はどのようなことですか。該当する番号に○をお付けください。（複数回答可）

- 1 マスメディアを活用した周知・広報の拡充
- 2 都道府県・市区町村を通じた周知・広報の拡充
- 3 個別事業場に対する制度の周知の拡充
- 4 事業場における周知の取組に対する国からの支援
- 5 その他

調査は以上です。御協力ありがとうございました。

調査について、御不明な点等がございましたら、下記担当までお問い合わせ下さい。

厚生労働省労働基準局補償課業務係（担当 井上、佐藤）

TEL：03-5253-1111（内5466）

FAX：03-3502-6488